

令和7年度 つがる市創業支援事業補助金

つがる市では、産業振興、地域経済の活性化及び雇用の創出を図るため、市内で新たに創業する方に対して必要な経費の一部を補助します。



対象者

次のいずれかに該当する中小企業者（個人事業主・法人）で、つがる市商工会の会員となり、かつ事業を3年間継続し営業することが可能な方
※補助の対象となるのは、事業を営んでいない方が創業、事業承継する場合に限ります

1. 新規創業者

令和6年4月1日～令和8年2月28日に市内で創業し（※1）特定創業支援等事業を受講して本市の証明を受けた方 ※1 五所川原圏域創業支援等事業計画に定める事業で「経営・財務・人材育成・販路開拓」の4項目全てを1回以上、かつ1カ月以上の期間をかけて受講すること

2. 移住創業者（創業日から過去2年以内に他の市町村からつがる市に移住した方又は実績報告までに移住する見込みのある方）

令和6年4月1日～令和8年2月28日に市内で創業し（※2）認定連携創業支援等事業者と関わりを持つ方 ※2 つがる市商工会、公益財団法人21あおもり産業総合支援センター、日本政策金融公庫、青森県よろず支援拠点、市内金融機関、青森県信用保証協会等

3. 事業承継者（市内で事業承継を行う譲受側）

令和6年4月1日～令和8年2月28日までに手続きを行い、終了することが確実で、かつ現業の規模拡大、生産性向上、販路拡大、事業転換等の新たな取組を行う方

補助対象経費

令和6年4月1日～令和8年2月28日に発生・支払が完了する、創業に必要な経費（最長1年間）

- ・賃借料：事業所、設備、機械、備品等の賃借料
- ・広告宣伝費：宣伝広告に要する経費
- ・印刷製本費：チラシ等作成に要する経費
- ・委託料：ウェブページ作成等外部に委託する経費
- ・備品購入費：機械器具、什器備品等の購入経費
- ・工事請負費：店舗等の改装・改修工事に要する経費

※光熱水費、消耗品費、消費税、振込手数料、汎用品等は対象となりません。

補助金額

補助対象経費の1/2以内 上限100万円

※移住創業者は3/4以内 上限150万円

補助金の交付は1回限りとします。

3年以内に廃業等した場合は、補助金の一部を返還していただくことがあります。

手続きの流れ

申請書類を作成・提出

（令和8年1月15日まで）



補助金等交付決定通知書を受取



事業の実施、事業費の支払等



「実績報告書」を提出（事業完了後30日後又は令和8年2月28日のいずれか早い日まで）



補助金等交付確定通知書を受取



「補助金等交付請求書」を提出



補助金の受取（口座振込）

詳しくは市HP



つがる市創業支援補助金

【申請・問合せ先】

つがる市役所 経済部 商工労政課

TEL：0173-42-2111（内線418、419） FAX：0173-42-3069

E-mail：shokorosei@city.tsugaru.lg.jp